

大町市告示第52号

大町市出会い創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、少子化及び晩婚化への対応と独身男女の交流を図るため、出会いの創出を目的とした事業（以下「出会い創出事業」という。）に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、市費補助金交付規則（平成8年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2 補助の対象となる事業は、結婚希望者を対象に市内で実施する男女の出会いの場を創出するイベント、交流会等の事業とし、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 参加者は男女ともに独身かつ20歳以上であること。
- (2) 参加者の総数は、10人以上であること。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 参加者の男女の比率は、男女ともに参加者の30パーセント以上であること。
- (4) 参加者のうち市内在住者の比率は、30パーセント以上であること。
- (5) イベント実施に際しては、参加者を広く市内外から募集する事業であること。

(補助対象事業者)

第3 補助の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、市内に住所又は所在地を有するものとする。ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動若しくはこれらの団体の宣伝活動を行うもの又は公益を害するおそれのあるものについては、対象としない。

(対象経費、補助額等)

第4 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げるとおりとし、補助額は、1事業につき10万円を限度とする。

- 2 同一の補助事業者が、補助を受けることができる事業数は、1年度当たり2回までとし、かつ、補助金の合計額は、10万円を上限とする。

(実績報告添付書類)

第5 規則第11条に定めるその他必要な書類は、出会い創出事業の実施に係る対象事業費の証拠書類及び第2に定める事項を確認できる書類とする。

(個人情報保護)

第6 補助事業者は、個人情報の保護及び適正な取扱いのため、必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第4関係）

対象となる経費	
1	会場使用料及び借上料（備品及び音響機器含む。）
2	バス借上料
3	広告宣伝費
4	講師及び司会者費用（謝礼及び旅費）

備考

- 1 会場使用料及び借上料（備品及び音響機器含む。）については、補助事業者自らの施設等を使用するときは、補助の対象としない。料金基準がない施設等の使用料については、補助の対象となる経費の上限額を1万円とする。
- 2 講師及び司会者費用（謝礼及び旅費）については、補助事業者自ら行う場合は、補助対象としない。